

群馬大学医学部学科会議規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成23. 4. 1 平成26. 4. 1

平成27. 4. 1 令和 4. 4. 19

令和 6. 4. 1 令和 8. 4. 21

(設 置)

第1条 群馬大学医学部教授会規程（以下「教授会規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、群馬大学医学部に各学科の自主性を尊重し、かつ、教授会の円滑な運営を図るため、次の学科会議を置く。

(1) 医学科会議

(2) 保健学科会議

(審議事項)

第2条 学科会議は、次の事項を審議する。

(1) 教授会規程第3条に規定する教授会審議事項のうち、学科に関する事項

(2) その他学科に関する必要な事項

(組 織)

第3条 医学科会議は、医学系研究科の主担当を命ぜられた教授及び医学部附属病院の主担当を命ぜられた教授並びに診療科長を命ぜられた教員をもって組織する。

2 保健学科会議は、保健学研究科の主担当を命ぜられた教授をもって組織する。

(議 長)

第4条 学科長は、会議を招集し、その議長となる。

2 学科長に事故あるときは、あらかじめ学科長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、構成員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が委任状を必要と認めた場合に限り、構成員は提出をもって議事を一任することができるものとし、これをもって出席とみなす。

3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 学科会議は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(会議の報告)

第6条 学科長は、会議の審議結果を教授会に報告するものとする。

(教務部会及び厚生補導部会)

第7条 学科会議に、各学科における学生の教務に関する事項を処理するため次の部会を置く。

(1) 医学科教務部会

(2) 保健学科教務部会

2 学科会議に、各学科における学生の厚生及び補導に関する事項を処理するため次の部会を置く。

(1) 医学科厚生補導部会

(2) 保健学科厚生補導部会

3 第1項及び第2項に掲げる部会において、医学科及び保健学科に共通する事項を検討した場合は、医学部規程第20条に規定する教務委員会に報告するものとする。

4 各部会については、別に定める。

(入学試験部会)

第8条 学科会議に、各学科における入学試験に関する事項を処理するため、次の各号に掲げる部会を置く。

(1) 医学科入学試験部会

(2) 保健学科入学試験部会

2 前項に掲げる部会において、医学科及び保健学科に共通する事項を検討した場合は、医学部規程第21条に規定する入学試験委員会に報告するものとする。

3 各部会については、別に定める。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学科会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(事 務)

第10条 学科会議の事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月21日から施行する。